

第
平成 年 月 日
号

島根県健康福祉部長 様

〇〇〇法人〇〇〇〇会
理事長 〇 〇 〇 〇 〇 印

社会福祉施設等施設整備事業の入札参加者数について（協議）
このことについて、施設整備事業に係る入札参加業者の選定努力をしましたが、
下記の理由により必要数を選定できませんでしたので、この取扱いについて協議
します。

記

1. 選定の経過

2. 選定できなかつた理由

国・県等の補助金を受けて施設整備を行う場合の入札契約手続きについて

(2) 補助事業実施に当たっての禁止事項

- ① 寄附等の受納の禁止
事業実施法人が、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受記者を指定した寄附金を除いて禁止されています。
- ② 一括下請負の禁止
施設建設契約における契約において、一括下請負契約は妥当ではなく、補助等の対象とならないことがあります。
従って、対象事業の契約において、一括下請負契約が行われないよう次により契約を締結するとともに、あらゆる機会を通じて請負業者に徹底する必要があります。

1 はじめに
社会福祉法人等が国又は県の補助金を受けて施設整備を行う事業（以下「補助事業」といいます。）においては、施設整備に公費が投入されることとなるため、一般の施設整備に比べ、一層高い透明性や公平性が必要とされ、県の公共事業に準じた手続きを踏むことが必要とされています。
このため、県においては、「社会福祉法人等施設整備に関する入札事務取扱要領」（以下「県要領」といいます。）を制定し、補助事業の適正な実施を図ることとしていますが、本手続きでは、主として、一般競争入札を中心に入札及び契約の具体的な手続きの進め方を説明します。

2 基本的な留意事項

補助事業にかかる施設整備について、主に留意すべき基本的な事項は次のとおりです。

(1) 一般競争入札の実施
入札及び契約の方法については、県要領の別表「社会福祉施設等整備事業入札実施基準」（以下「実施基準」といいます。）によることとし、請負対象設計額に応じた入札方法等を定めています。

入札は、原則として一般競争入札（簡易型一般競争入札を含む。）により行うものとします。
ただし、以下の合理的な理由がある場合は、指名競争入札によることができます。
ア、契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合
イ、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である場合
ウ、一般競争入札に付することが不利と認められる場合

また、請負対象設計額が5千万円以上の建設工事において、指名競争入札により契約を締結しようとする場合には、一般競争入札によらず指名競争入札によることがとした理由を県施設整備担当課（以下「県」といいます。）に届け出る必要があります。
請負対象設計額が1千万円未満の工事については、随意契約によることもできますが、3者以上で可能な限り多くの業者から見積書を徵してください。

(2) 補助事業実施に当たっての禁止事項

- ① 寄附等の受納の禁止
事業実施法人が、国庫補助事業を行ったために契約を締結した相手方から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受記者を指定した寄附金を除いて禁止されています。
- ② 一括下請負の禁止
施設建設契約における契約において、一括下請負契約は妥当ではなく、補助等の対象とならないことがあります。
従って、対象事業の契約において、一括下請負契約が行われないよう次により契約を締結するとともに、あらゆる機会を通じて請負業者に徹底する必要があります。

・民間（旧四会）連合協定の工事請負契約款を使用する場合には、第5条ただし書を削除し、いかなる場合も一括下請負を禁止するよう改めること。
・民間（旧四会）連合協定の工事請負契約款を使用しない場合には、契約書に一括下請負を禁止する旨、明記すること。

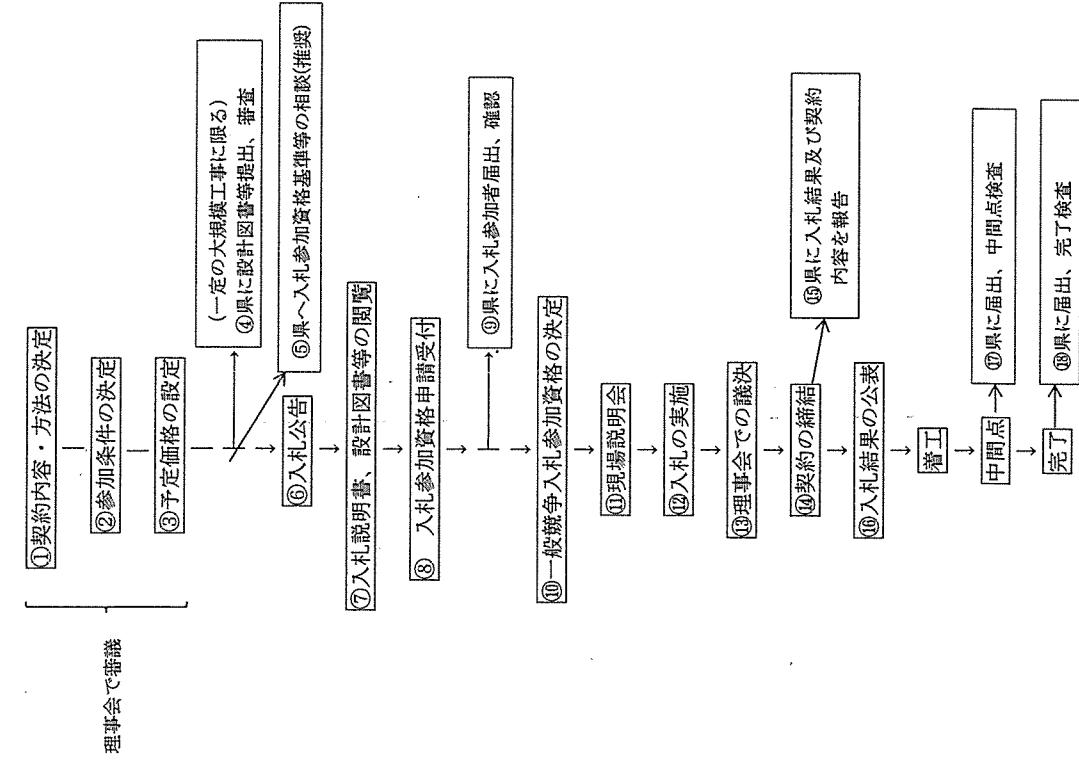
なお、工事の一部を下請業者に行わせる場合には、建設業法第24条の7の規定に基づく施工体制台帳の開覧により、当該下請負業者の商号又は名称、請け負った工事の名称、内容、工期、下請負契約日及び請負代金等必要な事項を確認しなければなりません。

(3) 県への届出等

公共事業に準じた適正な事業実施を確保するため、以下の場合に県に届出、報告又は協議を行なっています。

- ① 設計図書等提出〔大規模工事のみ〕
- ② 例外的な取り扱いを行なう場合の届出、協議等
・5千万円以上の工事を指名競争入札で行なう場合の理由届出
・指名業者数が基準数に満たない場合の協議
- ③ 入札参加者の届出
- ④ 入札結果、契約内容の報告
- ⑤ 中間点検査
- ⑥ 完了検査

契約事務手続き（一般競争入札）フロー図



① 契約内容・方法の決定
それまでの方針決定に基づき、理事会で、整備計画の内容、補助にかかる事項及び予算措置等に基づき、工事執行の決定及び契約締結方法を決定します。

② 参加条件の決定

併せて、理事会において、入札に参加する者の必要な条件について審議し決定します。具体的には次の各項目に基づき決定します。

ア、島根県建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者であることが必要であり、県要領で定める工事規模ごとの登録基準に基づき、建設業者の級別を決定。

イ、公告の日から入札書提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる指名停止綱による指名停止を受けていないこと。

ウ、地方自治法第167条の4（成年被後見人等）に該当しないこと。
エ、当該工事と同種の工事の施工実績があること。
オ、当該工事に配置を予定する現場代理人又は専任の技術者が適正であること。

法人の理事等又はその親族等が建設業者の役員に就いているなど特別の利害関係を有する場合には、当該理事等は当該入札参加基準等の決定にかかる理事会の議決には参加できません。（議事録に退席した旨を明記してください。）

③ 予定価格の設定
入札を実施するまでの間に予定価格を設定しておく必要があります。予定価格の決定は、入札の適正実施のために重要な行為ですから、原則として理事長が決定します。（なお、理事長に権限が与えられていない場合は事前に理事会において委任をうけておくことが必要です。）
なお、設計金額の一部を理由もなく控除する「歩切り」は行わないでください。
予定価格が決定したときは、「予定価格調書」に予定価格を記載し、封筒に入れ封印して、当日まで金庫等に保管しておきます。

④ 県に設計図書等を提出し、技術的審査を受ける。
以下の工事に該当する場合は、県に設計図書を提出して、県の技術職員による審査を受ける必要があります。県は必要に応じて、技術的な助言、指導を行います。

- ・設計審査の必要な工事
入居型施設（大規模修繕を除く。）及び補助金額1億円以上の利用型施設の整備
- ⑤ 県へ入札参加資格基準等の相談（推奨）
 - 補助事業実施法人は、必要に応じて、内定した入札参加資格その他入札公告の内容について、県に相談し助言を受けることができます。
 - また、この段階に限らず、事業の執行方法について、相談したい事項があります。したら県に相談してください。
- ⑥ 入札公告
 - ア、入札参加条件の決定後、工事に関する必要な事項を広く周知させるため、入札内容については、実施する入札の内容に応じ、周知すべき事項を明示してください。
- イ、公告の方法は、定款に定めるところによりますが、できるだけ多くの関係者に周知することが適当ですので、積極的に業界紙を活用するなどして周知に努めてください。
- ウ、公告の時期は、公告後の手続きに要する期間を考慮して定めることになりますが、周知や準備期間を考慮すると、入札日の1ヶ月前には公告するようになります。
- 公告から⑧の入札参加資格確認申請受付期限までの期間は、土日祝日を含み10日間程度は確保することができます。
- なお、建設業法施行令第6条で、建設工事の具体的な内容等の提示から入札までの見積期間は、5千万円以上の工事は15日以上（土日祝日除き、公告日と入札日は不算入）確保することとされていますので、十分に留意してください。
- ⑦ 入札説明書、設計図書等の閲覧
 - 入札参加希望者が入札説明書、設計図書等の閲覧請求があつたときは、請求に応じて閲覧させなければなりません。
 - 閲覧は、公告と同時に開始することが望ましく、少なくとも入札日の前日までとする必要があります。
- ⑧ 入札参加資格確認申請受付
 - 入札参加希望者から、期限内に入札参加資格確認申請書が提出された場合は、全て受け付けます。なお、受付名簿等により他の申請者名が知られてしまわないように留意する必要があります。

ように留意する必要があります。

- ⑨ 県への入札参加者届出及び県の確認
 - 入札参加資格確認申請書の受付が終了した後、県要領で定める様式により、入札参加資格決定通知の10日前までをめどに、入札参加資格基準等を決定した理事会の議事録（写）を添付して県に入札参加予定業者の届出を行います。
 - 届出を受けた県は、参加予定業者が「島根県建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されているか、指名停止を受けている者が含まれていないかなどを確認を速やかに行い、その結果を事業者に通知します。
- 社会福祉施設等施設整備事業に係る入札参加者届出書(県要領様式第1号)
 - ※入札参加資格基準等を決定した理事会等の議事録(写)を添付
- ⑩ 一般競争入札参加資格の決定
 - 上記に係る県の回答を踏まえて、法人において入札参加者資格の審査を行い、審査結果を各業者に通知します。
- ⑪ 現場説明会
 - 施設を建設する場所において、詳細な説明を行うことにより、入札参加者が適正な価額を算出できるよう補助事業者（又は説明補助者としての設計業者）から工事全般について説明する機会を設けます。
 - 実施に当たっては、談合防止のため、一者づつ時間変えるなど、業者が一堂に会する状況を作らないなどの配慮をすることが必要です。
 - なお、工事の内容等から説明する必要がないと判断される場合は、省略することができます。
- ⑫ 入札の実施
 - ア、入札は、理事長又は理事長の委任を受けた者が執行するものとし、職員に必要な入札事務の補助をさせるものとします。なお、監事、その他の役員を、さらには社会福祉法人にあっては評議員を立ち会わせることが求められています。
 - なお、立会人は理事長と租税特別措置法施行令に定める「特別な関係がある者」は立会人として適切ではありません。
- イ、入札の手順
 - 以下の例を参考にして進めます。

入札の手順（例）

（入札の開始）

- 1 入札開始時間として定められた時間に入札を開始
→開始時間に到着していない場合は入札参加意思がないものとして扱うこととし、参加者が認めない。但し、事前に連絡があり、遅延がわざり得る。
- 2 入札参加者の出席確認
- 3 代理人（代表権がない者が入札に参加）による入札の場合は委任状を提出させる（当該工事について（代表取締役が参加者に入札権限を委任する内容のものへ代表印の押印が必要）
(入札についての注意事項)
④ 以下の事項を参加者に説明
- ① 予定価格の範囲内で最も低い価格を提示した者が落札者となるが、予定価格に達しない場合は再度入札となる。この場合、最低入札価格を発表するので、再度入札はこの金額未満で入札すること、この金額以上での入札は無効。
- ② 入札金額は訂正できない。また、金額が訂正された入札書は無効。
- ③ 委任状を提出した者は、受任者本人の記名押印による。委任状を提出していない者は、代表者本人及び代表印により入札を行うこと。これに反した場合の入札は無効。
- ④ 金額を確認、誤りや訂正がないこと。日付が正確に記載されているか、入札者欄の記載や押印に誤りがないか確認すること。
(入札の執行)
- 5 入札箱が空であることを参加者に見えるようにして確認させ、予定価格を記載した封筒を入札箱の中に投入。
(入札の執行)
- 6 各参加者が、封入した入札書を入れ入れ入札
- 7 全参加者の入札を確認した上、開札を実施
- ① 入札書の記載内容に不備がないかを複数で確認
- ② 各入札者名及び入札金額を読み上げ、他の担当者が調書に記入
- ③ 最低価格入札者及び入札金額を読み上げ
- ④ 予定価格を発表（入札執行者）
- ⑤ 入札金額△予定価格の場合→落札決定（入札執行者が宣言）
↓
⑥ 再度入札を実施》・入札手順を再度行う →落札決定
↓
不落札の場合、原則、再度設計金額等を見直し、入札手続をやり直し
- 但し、最低入札金額と予定価格が僅差の場合は、最低価格入札者から見積書を提出させ、予定価格を下回った場合は、当該者と随意契約できる。
- ※ 最低価格の入札者が同額で2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

（理事会での議決）

法人において、理事会を開催し、落札業者との契約について審議し、議決を行います。

（⑪ 契約の締結）

落札者が決定した場合は、速やかに契約を締結する必要があります。

契約書には、契約の目的、契約金額、工期、契約代金の支払方法、一括下請負禁止、下請業者名の報告等の他約款事項が記載されなければなりません。
※契約約款については、民間（旧会）連合協定工事請負約款から一括下請を禁止するよう所要の修正をするなどしてください。

（⑯ 入札結果を県に報告）

① 入札を行い、契約を締結した後は、速やかに、県要領に基づき入札結果及び契約内容を県に報告してください。県においても、内容確認の上、県ホームページ等で公表します。

社会福祉施設等施設整備事業の入札結果及び契約内容について（県要領様式第2号）
※入札参加業者選定から契約までの経過がわかる理事会等の議事録（写）を添付

② 入札結果（入札業者名、落札業者名、予定価格、落札価格等）については、各事業者においても、ホームページや事務所において公表してください。

（⑰ 中間点検査）

工事が適正に行われているかを確認するため、工事の中間時点に遅する1ヶ月前までに、県に届出を行い、県の中間検査を受けてください。県は工事の規模に応じ、実地検査又は書面検査を行います。

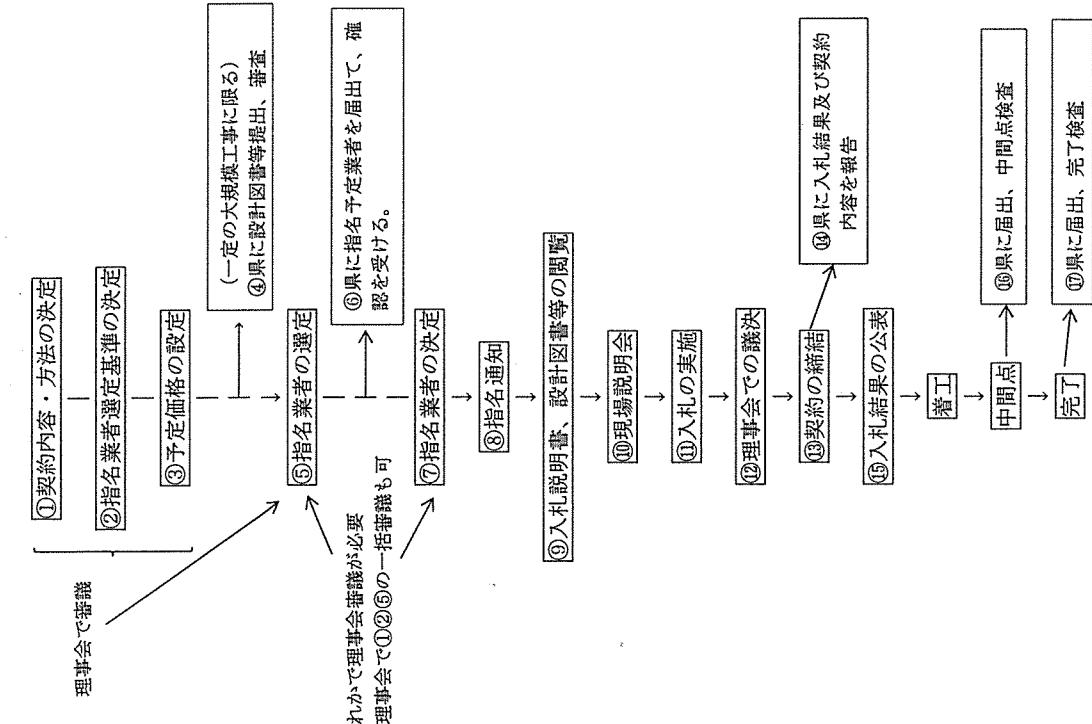
（⑱ 完了検査）

工事が適正に行われたかを確認するため、工事の完了する1月前までに、県に届出を行い、県の完了検査を受けてください。県は工事の規模に応じ、実地検査又は書面検査を行います。

（注）社会福祉施設等施設建設工事完了時点届出書（県要領様式第4号）

（注）入札契約手続と理事会
理事会での審議について、契約内容・方法の決定、参加条件の決定を審議するなかで、入札参加資格や契約締結に関する事項について、十分に審議し、決定を行ってください。
また、予定価格の決定等の手続について、理事長に委任するなどの決定がなされている場合には、その都度理事会を開催し、手続きを進めめる必要はなく、上記の理事会へ報告する必要があります。

契約事務手続き（指名競争入札）フロー図



«指名競争入札の手順説明（一般競争入札と同一の事項は省略）»

- ② 指名業者選定基準の決定
工事の規模内容に応じて、県要領に基づき、指名業者数、格付及び対象業者所在地域その他の条件を決定します。
- この場合において、請負対象設計額が5千万円以上の工事で一般競争入札によらず指名競争入札を行おうとするときは、その理由を明らかにして県に届け出ることが必要です。
社会福祉施設等整備事業の入札方法について(県要領様式第5号)
- ⑤ 指名業者の選定
②に基づき、適切な指名業者（案）を作成します。なお、上記②の時点で選定案を作成しておき、②に係る理事会で一括審議することも可能です。
県要領で定める基準数に達するまでの業者数を指名できな場合は、下記⑥の届出に併せ、県に理由を付して協議します。
社会福祉施設等整備事業の入札参加者数について(県要領様式第6号)
- 法人の理事等又はその親族等が建設業者の役員に就いているなど特別の利害関係を有する場合には、当該指名業者選定基準の決定や指名業者の選定にかかる理事会の議決には参加できません。（議事録に出席した旨を明記してください。）
- ⑥ 県における指名業者の確認
指名業者を選定したときは、県に対し、指名業者の一覧を県要領で定める様式により届け出る必要があります。その際、当該指名業者選定基準や指名業者を選定した理事会の議事録（写）を添付してください。
県では、工事の規模内容に応じて適切な指名業者の選定ができるか、指名停止を受けている業者が含まれていないか等について確認します。
社会福祉施設等整備事業に係る入札参加者届出書(県要領様式第1号)
※入札参加者を決定した理事会等の議事録（写）を添付
- ⑦ 指名業者の決定
⑥で県から見直しの指導があつたときは、必要な修正を行い、指名業者を決定します。理事会を開催して決定することも考えますが、指名業者の選定の際に理事会を開催して行い、その際に県の指導に基づいて行つた軽微な修正は、理事長に一任する旨確認しておくことにより、理事会を開かないことが可能です。

⑧ 指名通知

指名業者が決定した場合は、工事名、入札日時、設計図書等閲覧期間、場所、現場説明及び入札条件等を記した入札通知書を指名業者にて発出します。
なお、建設業法施行令第6条の定めにより、建設工事の具体的な内容等の提示から入札までの見積期間を下記のとおり確保することが必要です。

- ・予定価格が5百万円未満の工事 1日以上

- ・同 5百万円以上5千万円未満の工事 10日以上

- ・同 5千万円以上の工事 15日以上

※やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り短縮することができます。

※上記期間の計算は、土日祝日、発送日及び入札日を除きます。

福祉サービス第三者評価制度の概要

(島根県健康福祉部地域福祉課)

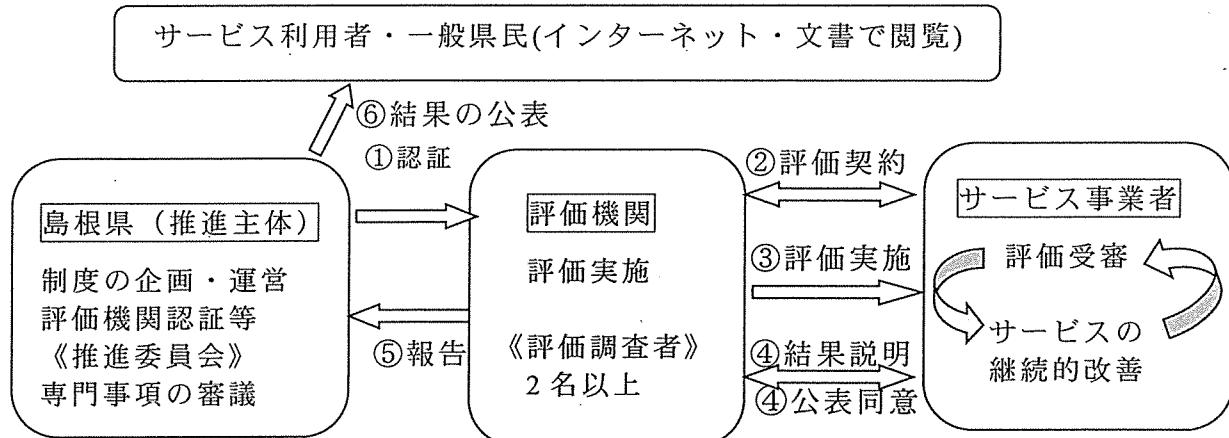
福祉サービス第三者評価とは…

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する仕組みです。

《目的》

- (1) 福祉サービスの質の向上～事業者が、評価を通じて課題を把握・共有し、サービス改善
- (2) 利用者への情報提供～評価結果の公表により、利用者のサービス選択に資する

《評価のながれ》



《これまでの経緯》

- 平成 12 年 4 月 社会福祉法改正（社会福祉基礎構造改革）「福祉サービスの質の評価」
- 平成 16 年 5 月 福祉サービス第三者評価に関する国の指針発出
- 平成 17 年 4 月 国の指針を受け、本県で事業開始（評価は 10 月から開始）
- 平成 24 年 4 月 ※社会的養護関係施設の受審を義務づけ【3年に1回】
(※児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- 平成 27 年 4 月 保育所の受審を努力義務化（平成 27 年度から5年間で全て受審を目指）
- 平成 29 年 6 月 規制改革実施計画：介護サービス分野の第三者評価の改善
- 平成 30 年 3 月 国指針改定（サービスの質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審促進）
厚労省から第三者評価の留意事項通知発出（高齢者分野、障がい分野）
→施設等利用者への重要事項説明に、「第三者評価の実施状況（実施の有無、実施年月日、実施評価機関、評価結果の開示状況）」を追加

《本県の状況》

- 評価対象サービス：介護サービスについて、広く対象とするよう県の要綱を改正
- 評価機関…5 機関（評価料金～概ね 1 件当たり 30 万円程度）

※島根県の第三者評価制度の詳細、評価結果は県のホームページに掲載していますので御確認のうえ、今後の受審について御検討ください。

（島根県 HP）

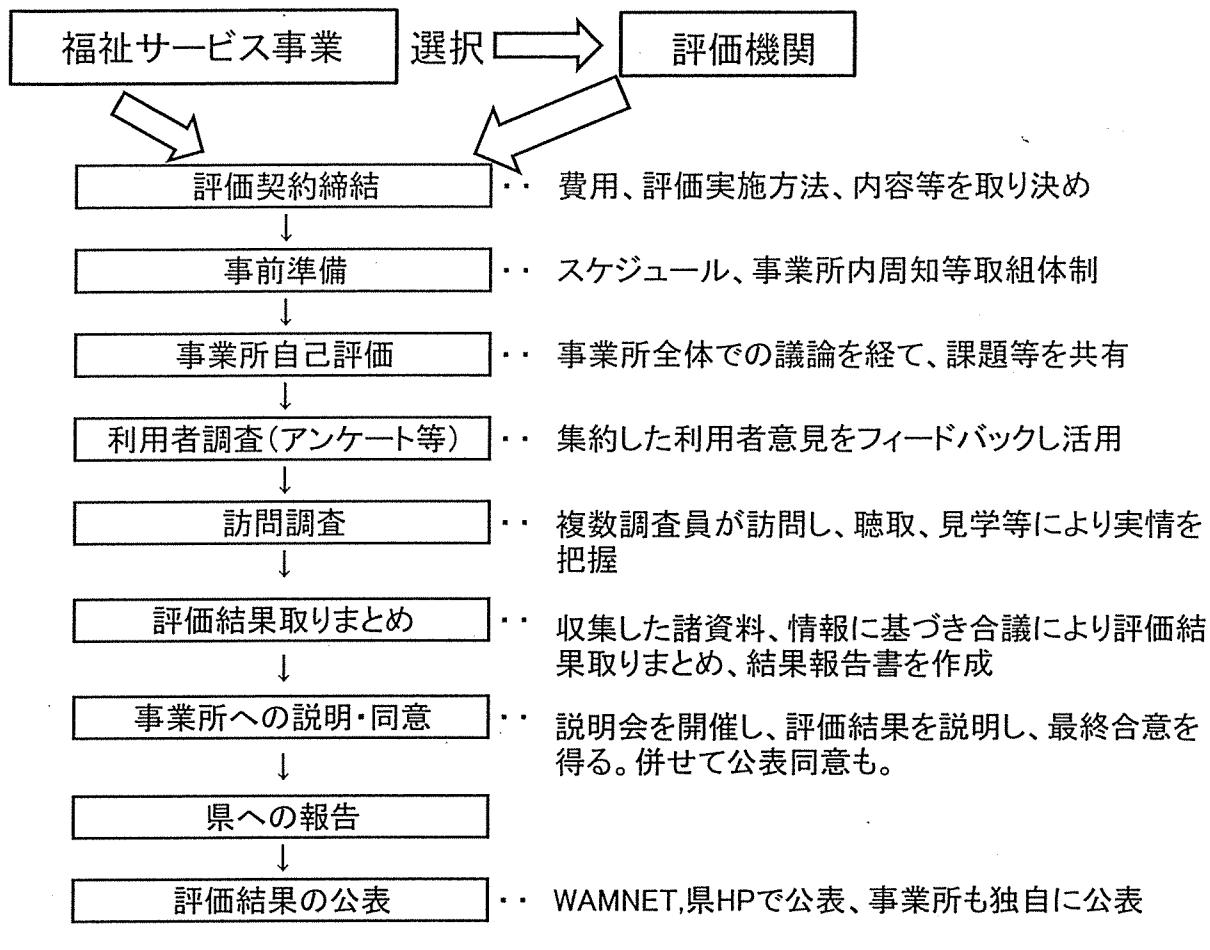
- ・島根県トップ > 医療・福祉 > 地域福祉 > 福祉サービス第三者評価 > しまねの福祉第三者評価
http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/service_hyouka/gaiyou.html
- （その他の参考となる HP）
- ・全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業
<http://shakyo-hyouka.net/social4/>

福祉サービス第三者評価対象サービス（島根県）

平成30年4月1日現在

高齢者	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 「施設サービス」 「居宅サービス」 「介護予防サービス」 「地域密着型サービス」 「居宅介護支援」
児童	児童養護施設 母子生活支援施設 保育所 認定こども園（幼稚園型を除く） 児童地域型保育事業所 乳児院 自立援助ホーム 児童心理治療施設 児童自立支援施設
障がい	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所
保護	救護施設

福祉サービス第三者評価の標準的な流れ



評価基準

- 共通評価基準(45項目) … 全サービスに共通の基準項目
- +
□ 内容評価基準 … 各事業種別の特性を踏まえた付加項目
- +
□ 追加項目 … 評価機関が独自に設定可能な項目

【島根県 福祉サービス第三者評価 認証評価機関】(H30.4.1現在)

評価機関名	所 在 地		評価実施事業
(有)保健情報サービス	683-0804	米子市米原2丁目7番7号	全分野
(有)ケアオフィス	697-0063	浜田市長浜町1435	高齢分野、社会的養護 関係施設を除く
(株)コスモブレイン	690-0015	松江市上乃木7丁目9-16	高齢分野、社会的養護 関係施設を除く
特定非営利活動法人 コミュニティ益田	699-3506	益田市西平原町552番地7	障がい分野、社会的養 護関係施設を除く
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	141-0031	東京都品川区西五反田2-31-9 シーバード五反田401	全分野

島根県の福祉サービス第三者評価に関するQ&A

1. 福祉サービス第三者評価とはどのようなものですか？

社会福祉事業を行う者が提供する福祉サービス等の質を、当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

2. 誰が評価しますか？

実際の評価は、組織運営管理分野の経験者及び福祉、保健、医療分野の経験者各々 1名以上で行います。この評価調査者として活動するためには、一定の資格、経験に加え、県が実施する養成研修又はこれと同等の研修の修了が必要です。

3. どのようなサービスが評価の対象となりますか？

原則として、全ての福祉サービスを対象とします。従来、介護サービスは限定的でしたが、平成30年から介護サービスも広く対象としました。

4. どのようなことを評価しますか？

サービス提供の基本方針、経営理念など全サービス共通の評価項目に加え、種別ごとのサービス提供の内容に関する項目を評価します。

5. 評価はどのようにして行いますか？

県の定める評価基準に従い、書面調査（事業者の自己評価や事業概要書等）、利用者へのアンケート調査及び事業所を訪問しての調査により行います。

6. 評価は必ず受けなければなりませんか？

平成24年度から社会的養護関係施設については、3年に1度の受審と評価公表が義務化になりました。また、保育所については、平成27年度から向こう5年間での受審が努力義務となりました。それ以外のサービスについては、任意となっていますが、社会福祉法第78条第1項で、福祉サービスの質の向上のための自己評価等の実施が努力義務として規定されており、事業者の受審が望まれます。

7. 評価結果はどうなりますか？

平成24年度から社会的養護関係施設は公表が義務化となり、全国社会福祉協議会ホームページで公表されています。それ以外の施設の結果については、受審した

事業者の同意を得て、結果を独立行政法人福祉医療機構が運営する「ワムネット」で公表し、利用者が適切にサービス選択するための情報として活用されます。

また、過去5年間の公表結果については、県のホームページに掲載しています。

評価制度の趣旨から、原則公表が望まれますが、全部又は一部の公表を望まない旨の申し出により、その範囲で非公表とし、当該部分に「事業者の申し出により公表しない旨」を表記します。

8. 評価を受けるとどのような効果が期待できますか？

組織内部の効果と対外的な効果の両面から効果が期待できます。

《組織内部の効果》

自らが提供するサービスの質について、課題や改善を要する点が明らかになり、サービスの質の向上に向けた具体的な取組目標の設定が可能となります。また、受審を通じて、職員自身の気づき、課題の共有及び改善への機運の醸成を図る効果が期待できます。

《対外的な効果》

第三者評価を受けることにより、利用者等からの信頼の獲得、向上が期待できます。また、事業者のサービスの質向上に向けた積極的な取組の姿勢をPRできます。

9. 評価を受けるための費用はどうなりますか？

受審費用は事業者の負担となります。その額は評価機関が個別に定めていますが、最終的には事業者と評価機関との契約で確定します。保育所については、平成27年度から、費用のうち15万円を公定価格の加算とすることができます。

10. 評価を受けてみたいのですが、まず、どうしたら良いでしょうか？

評価機関を選ぶことから始まります。本県の評価機関及び評価調査者の一覧は島根県地域福祉課ホームページ内の「しまねの福祉サービス第三者評価」に掲載していますので、これをご覧の上、ご希望の評価機関から詳細に話を聞いてみてください。

知っておきたい

政治活動に関する寄附制限の主なもの



政治資金規正法においては、政治活動の公正を確保するため、寄附に関する様々な規制が設けられています。

何人も、政治活動（※1）に関して、公職の候補者に対して金銭・有価証券による寄附をしてはならない。
また、何人も、本人以外の名義による寄附や、匿名による寄附（※2）をしてはならない。

※ 1 選挙運動は除く。但し、選挙運動に関して飲食物を提供することは禁止されている。

※ 2 街頭や一般公開の演説会・集会の会場で、政党に対してする、1,000円以下の寄附は除く。

会社・労働組合・職員団体・その他の団体（※3）は、政党（※4）以外の者に対しては、寄附をしてはならない。

※ 3 法人であると否を問わず、各種の業界・宗教・文化・労働者・親睦のための団体を含むが、政治団体は除く。

※ 4 1以上の市町村や選挙区を単位として設けられる政党の支部は政党に含むが、それ以外の支部は含まない。

地方公共団体から補助金等（※5）を受けている会社・その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年間（は、その地方公共団体の議員や長）に係る公職の候補者を推薦・支持・反対する政党に対しては、寄附をしてはならない。

※ 5 負担金・利子補給金・その他給付金を含むが、試験研究・調査・災害復旧・その他性質上利益を伴わないものは除く。

3事業年度以上継続して欠損を生じている会社は、その欠損額が埋められるまで、寄附をしてはならない。

個人が政党以外の政治団体や公職の候補者に対してする寄附は、同一の者に対しては年間150万円を超えてはならず、複数の者に対してであっても総額で年間1,000万円を超えてはならない。

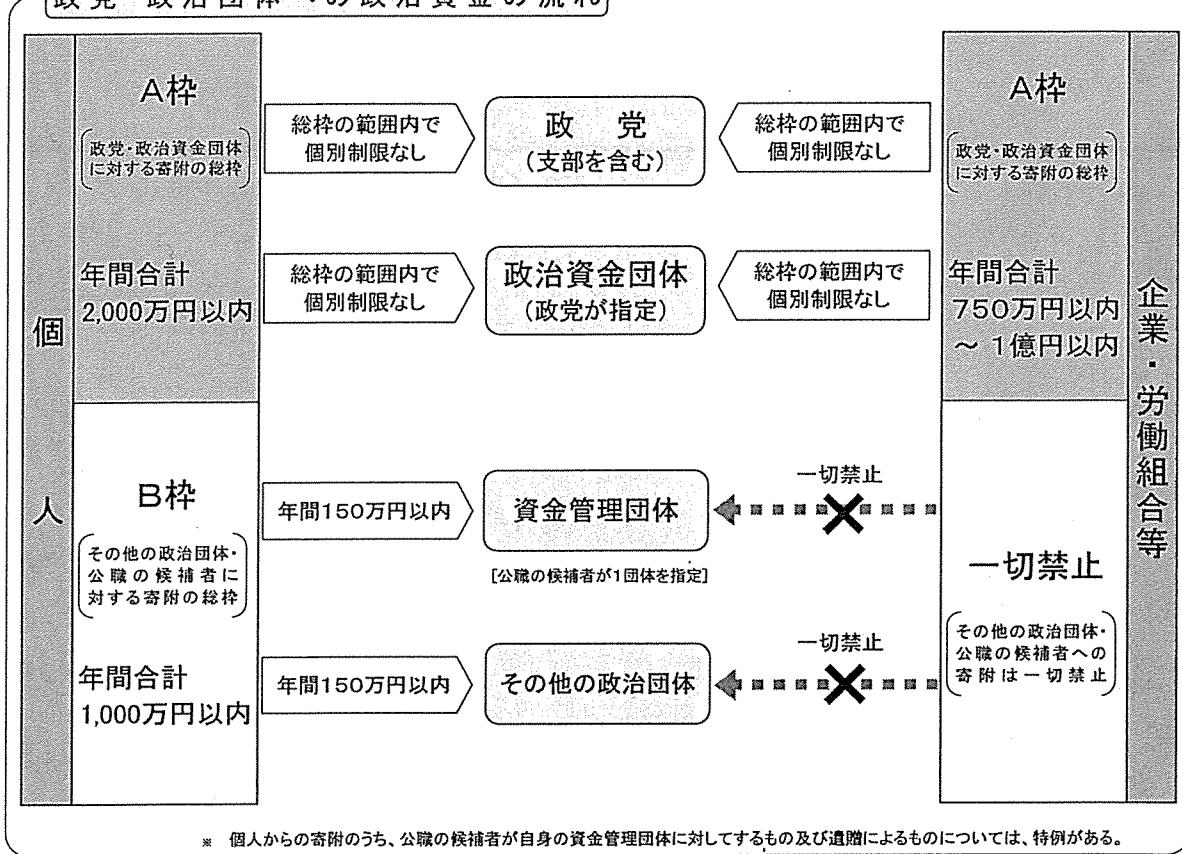
また、個人が政党に対してする寄附は、総額で年間2,000万円を超えてはならない。

上記の他にも、会社・労働組合・職員団体・その他の団体が政党に対してする寄附の限度額、国から補助金等を受けている法人の寄附の制限、国や地方公共団体から資本金・基本金・その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資・拠出を受けている会社・その他の法人の寄附の制限、外国人や外国法人等の寄附の制限など、公職選挙法や政治資金規正法において様々な規制がありますので、関係法令に抵触することのないよう十分に気をつけてください。

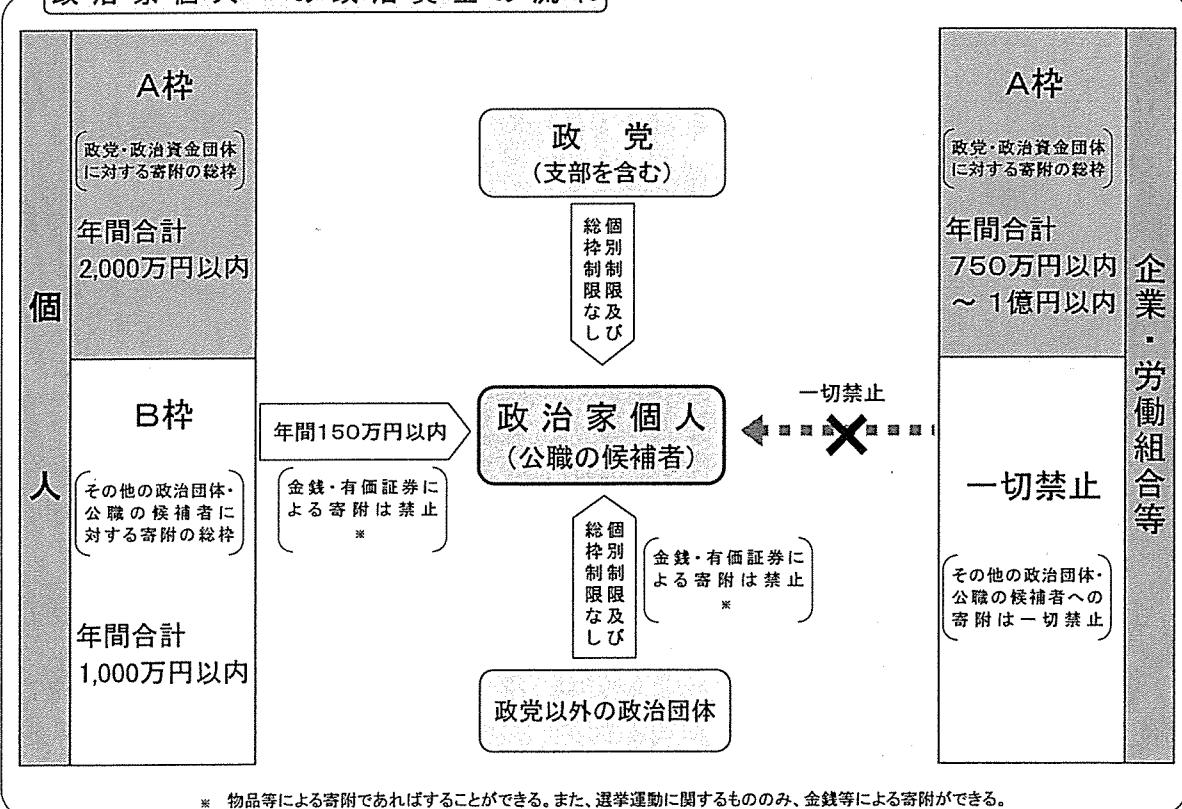
注：本資料中において記載する「政党」には、政党が指定する政治資金団体も含みます。

監修：財團法人政治資金規正会・監修賛同：監修賛同議會

政党・政治団体への政治資金の流れ



政治家個人への政治資金の流れ



指定病院等における 不在者投票について



島根県選挙管理委員会事務局

不在者投票とは？ 指定病院等とは？

投票は選挙の当日に選挙人が投票所で行うのが原則ですが…

「不在者投票」

病院に入院しているなど、当日投票所に行けない人のために、不在者投票ができる人が一定の手続きにより、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに定められた場所で投票する仕組み。

「指定病院等」

県選挙管理委員会が不在者投票を行うことができるとして 指定した、病院・老人ホーム・身体障がい者支援施設 等

不在者投票ができる人

指定病院等で不在者投票をするには、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること

- ・不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること
- ・選挙人名簿に登録されていること

(2) 指定病院等に入院又は入所中*

(3) 選挙の当日、次のいずれか1つに該当すると見込まれること

- ア. 歩行は容易であるが、入院（所）している指定病院等が自分が登録されている選挙人名簿の区域外にある
- イ. 疾病・負傷・老衰・障がい・妊娠等のため歩行が困難である

*通院患者や入院患者の付添人、当該指定病院等の職員はその施設で不在者投票をすることはできません。

不在者投票管理者とは？

「不在者投票管理者」

不在者投票管理者は、施設ごとに置かれ、不在者投票事務全般を管理・執行する人です。

原則として指定病院等の長になります。

不在者投票事務に関する手続きのすべてについて最終的な決定を行い、不在者投票事務従事者を指揮監督します。

※不在者投票に関し、病院の長等としての地位を利用して選挙運動をすることは禁じられています。

不在者投票の立会人

不在者投票が行われる場合、「立会人」を立会させなければなりません。立会人不在で行われた投票は、無効になります。

立会人は、

- ・不在者投票管理者が選定します。
- ・選挙権を有する者でなければなりません。
- ・不在者投票管理者、不在者投票事務従事者、代理投票の補助者（2名）と兼ねることはできません。

立会人の義務

立会人は、選挙人が自由な意思によって投票できるよう注意が必要です。

立会人には、投票の秘密保持の義務があり、投票の内容を漏らした場合には罰則があります。

外部立会人には、選挙人の人権に十分配慮し、立会の際に知った個人の氏名や投票に関する内容はもちろんのこと、入居者の容態、施設内の環境・治療方法などを、選挙後ににおいても一切漏らすことの無いよう注意を呼び掛けています。

不在者投票における外部立会

(先の立会人要件を満たせば、施設の職員さんによる「内部」立会も可能ですが…)

平成25年の公職選挙法改正で、

公正な実施確保のため、指定病院等の不在者投票における外部立会が努力義務化！

公職選挙法 第49条 第9項

「不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。」

島根県内の状況

・ 指定施設数

病院（介護老人保健施設含む） : 78 施設

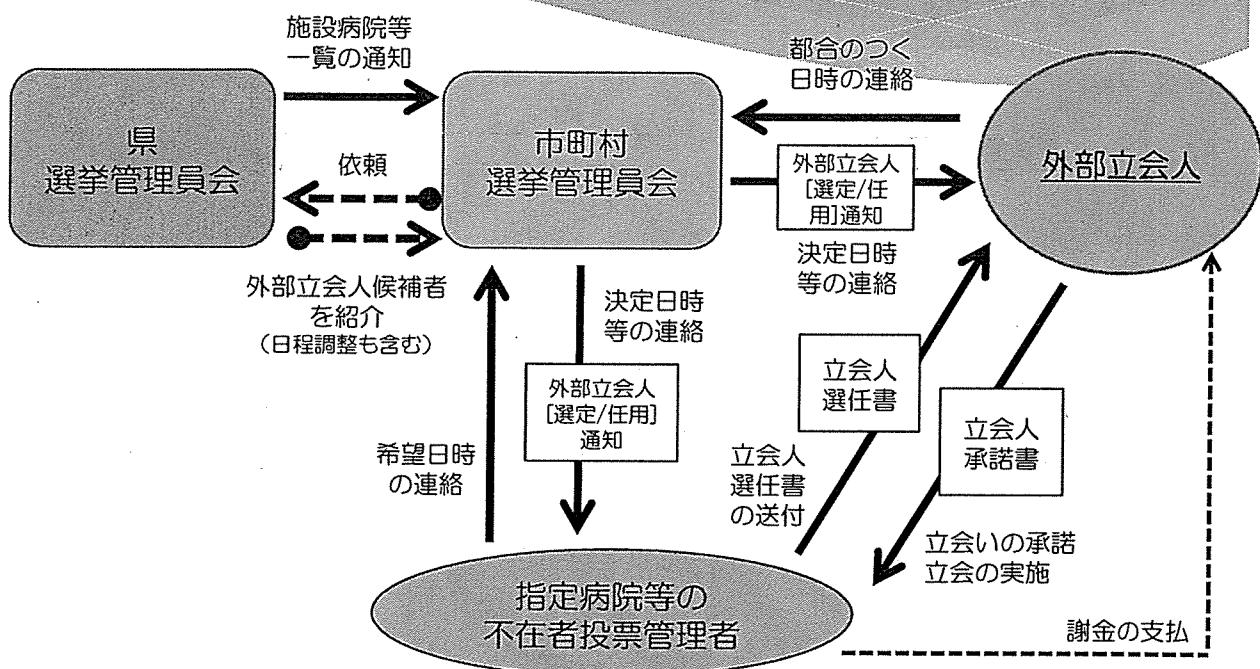
老人ホーム等 : 145 施設

計： 223 施設

・ 外部立会の実施割合

約 54% (H29衆議院選) →さらなる実施率の向上を！

外部立会人に係る事務の流れ



お問い合わせ先

島根県選挙管理委員会事務局

T E L : 0852-22-5792、5064

F A X : 0852-27-8565

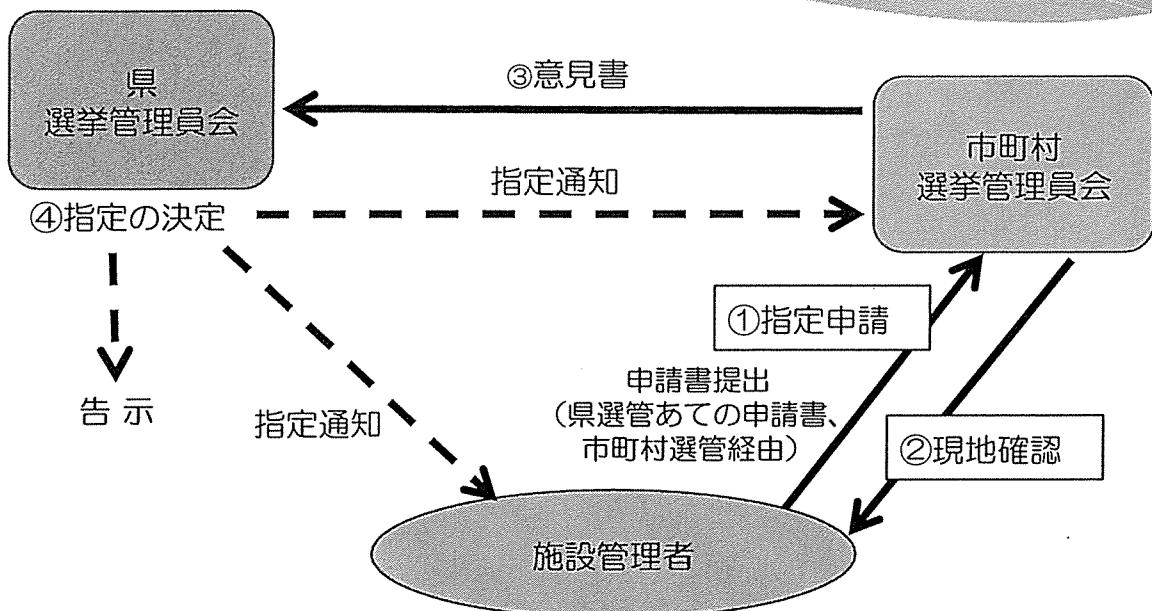
メール : shichoson@pref.shimane.lg.jp

県選管 H P : <http://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/>



ご清聴ありがとうございました。

[参考] 不在者投票施設新規指定の流れ



[参考] DVD

『指定施設での不在者投票の実施方法』

〔時間：約18分〕

都道府県選挙管理委員会連合会

<収録内容>

- ・不在者投票のための事前準備
- ・不在者投票事務従事者の役割
- ・ケース1 選挙人が自ら投票する不在者投票
- ・各選挙の不在者投票での注意
- ・ケース2 代理記載による不在者投票

